

新聞折込業務委託契約書

佐賀県（以下「甲」という。）と []（以下「乙」という。）とは、原子力広報紙の新聞折込業務委託について、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は、原子力広報紙の新聞折込業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、契約締結の日から令和7年6月10日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金 [] 円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 [] 円）とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、委託業務と同時に、契約保証金として金 [] 円を甲に納付しなければならない。（又は、契約保証金は、佐賀県財務規則第115条第3項第 [] 号により免除する。）

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、委託業務を甲が別に定める業務仕様書及び甲の指示に従って処理しなければならない。

（権利の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、甲の承認を得ないで、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

（折込証明書の提出）

- 第7条 乙は、委託業務を完了したときは、折込証明書を甲に提出しなければならない。
- 甲は、払込証明書を受領した日から10日以内に、その内容を審査し、合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。
 - 乙は、前項の規定により不合格の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従い、これを補正しなければならない。前2項の規定は、本項の規定による補正について準用する。
 - 第2項の審査及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

（委託料の請求及び支払）

- 第8条 乙は、甲から第7条第2項の規定により合格した旨の通知があったときは、甲に委託料の支払請求書を提出するものとする。
- 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

(履行遅滞の場合における遅延利息)

第9条 乙の責に帰すべき理由により、契約期間内に委託業務を完了しない場合には、乙は、遅延日数に応じ、委託料に年2.5%の割合で計算した額に相当する金額を甲に納付しなければならない。

2 甲の責に帰すべき理由により、第8条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、乙は甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に年2.5%の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なしにこの契約に定める義務を履行しない場合

(2) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(違約金)

第11条 前条第1項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲の指定する期限までに支払わなければならない。

(損害賠償)

第12条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(協議)

第13条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和7年（2025年） 月 日

甲 佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県県民環境部原子力安全対策課長 高木 貴弘

乙